

## 浜松市公告第 19 号

浜松市の業務委託契約等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び浜松市契約規則（昭和 39 年浜松市規則第 31 号）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 1 月 7 日

浜松市長 中野 祐介

### 記

#### 1 一般競争入札に付する事項

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 業務委託名      | 浜松市学校給食費等徴収管理システム運用支援業務  |
| (2) 業務委託の場所    | 日本国内   |
| (3) 業務内容       | 浜松市学校給食費等徴収管理システム運用支援（帳票類の印刷・封入封緘・配送及び口座情報データ作成）業務             |
| (4) 履行期間（契約期間） | 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日<br>(契約期間は契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日) |

#### 2 入札担当課

〒430-0929 静岡県浜松市中央区中央一丁目 2 番 1 号 イーステージ浜松オフィス棟 5 階  
浜松市教育委員会健康安全課  
電話：053-457-2422 FAX:053-457-2579  
メールアドレス : kenkou@city.hamamatsu-szo.ed.jp

#### 3 入札参加資格

本件入札は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、令和 7・8 年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種分類「3026：システム開発・データ入力等業務委託」又は「3099：その他の業務委託」）の認定を受けているものであること。
- (3) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

#### 4 入札参加資格の確認申請

本件入札の参加希望者は、【業務委託等入札参加資格確認申請書（一般競争）】（以下「確認申請書」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は、確認申請書の受付最終日とする。

- (1) 提出方法

持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、又は電子メールで提出すること。

- (2) 受付期間  
令和8年1月8日（木）から令和8年1月16日（金）午後5時15分まで（提出先に必着）  
(持参の場合は、21項に記載する開庁時間内に持参すること。)
- (3) 提出先  
入札担当課（2項に記載のとおり。）
- (4) 様式  
本市が指定する様式を用いること。
- (5) その他  
入札参加資格確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①入札担当課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。詳細は5項に記載のとおり。）を記載すること。なお、郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

## 5 入札参加資格の確認結果通知

- 入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。
- (1) 通知方法  
次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。
- ア 入札担当課で受け取り
- イ 郵送 （※郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。）
- ウ 電子メール （※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを入札参加資格確認申請書に記載すること。）
- (2) 確認結果の通知日  
ア 入札担当課で受け取りの場合  
令和8年1月21日（水）午後1時から令和8年1月22日（木）までの間に、入札担当課で受け取ること。（21項に記載する開庁時間内に限る。）
- イ 郵送又は電子メールの場合  
令和8年1月21日（水）に発送又は発信する。

## 6 入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求

- 入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。
- (1) 要求方法  
要求期限までに文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、又は電子メールで提出すること。
- (2) 要求期限  
令和8年1月23日（金）午後5時15分まで（提出先に必着）  
(持参の場合は、21項に記載する開庁時間内に持参すること。)
- (3) 提出先  
入札担当課（2項に記載のとおり。）
- (4) 様式  
任意の様式を用いること。
- (5) 要求への回答  
理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

## 7 仕様書等の提供方法

本件入札に係る契約書案、仕様書、業務説明資料等（以下「仕様書等」という。）は、次のとおり提供する。

- (1) 提供方法  
ア 入札担当課で配布 (1者につき1部。無料。)  
イ 本市ホームページからダウンロード
- (2) 提供期間  
令和8年1月7日(水)から令和8年1月29日(木)まで  
(配布は、21項に記載する開庁時間内に限る。)

## 8 入札公告及び仕様書等に対する質問

- (1) 質問方法  
質問書を持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、又は電子メールで提出すること。
- (2) 質問期間  
令和8年1月8日(木)から令和8年1月21日(水)午後5時15分まで（提出先に必着）  
(持参の場合は、21項に記載する開庁時間内に持参すること。)
- (3) 提出先  
入札担当課（2項に記載のとおり。）
- (4) 様式  
本市が指定する様式を用いること。
- (5) 質問に対する回答  
質問に対する回答は、令和8年1月27日(火)から入札担当課において閲覧に供するとともに入札参加者全員にすべての質問に対する回答書を提供する。

## 9 本件入札に関する説明会

開催しない。

## 10 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年1月30日(金)午前10時  
(2) 場所 浜松市教育委員会5階 第1会議室  
(浜松市中央区中央一丁目2番1号 イーステージ浜松オフィス棟)

## 11 見積書の提出方法

入札執行日時に入札場所へ持参すること。

## 12 見積書、入札用封筒及び郵送用封筒等の記載事項等

別紙「入札（見積合せ）の注意事項 \*業務委託・賃貸借用」のとおり。

## 13 入札方法等

本件は、複数単価契約（品目が複数ある単価契約）となる。複数単価契約の入札では、一般的な入札の方法とは異なり、次に記載する方法によって執行する。

なお、複数単価契約は、地方自治法上、随意契約に分類される契約方法であるが、本件は、多くの部分を競争入札の手続きに準じて執行するため、便宜上、提出書類等に係る部分に限り随意契約の手続きに則して見積書等の表現を用い、その他は、入札等の表現を用いている。

- (1) 見積書の記載事項等  
ア 見積書には、次の事項を記載すること。  
① 見積金額  
② 見積単価  
③ 予定数量に見積単価を乗じて得た金額  
④ 予定数量に見積単価を乗じて得た金額の合計金額  
⑤ その他必要事項（見積提出日、入札者の署名又は記名及び押印等）

- イ 「①見積金額」は、見積単価明細欄に記載した「④予定数量に見積単価を乗じて得た金額の合計金額」と同じ金額とすること。
- ウ 「②見積単価」は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、品目毎に契約希望単価の110分の100に相当する金額とすること。(小数点以下第2位まで記入することができる。ただし、整数、小数点以下第1位まで又は小数点以下第2位までの金額の場合は何れを記載しても有効となるが、小数点以下第3位以下に0以外が記載されている場合は無効とする。)
- エ 「③予定数量に見積単価を乗じて得た金額」は、品目毎に本市が示した予定数量に見積単価を乗じた上で、1円未満の端数を切り捨てた金額とすること。
- (2) 落札者の決定方法
- ア 本件では、次に掲げる2つの要件を全て満たす者を落札者とする。
- 要件1：全ての品目の見積単価が予定価格（単価）の制限の範囲内である者
- 要件2：有効な入札をした者の中で、見積金額が最も低い価格をもって入札した者
- ※ 見積単価が予定価格（単価）の制限の範囲外であることは、入札の無効事由に該当はしない。
- イ 1回目の入札において、上記の要件1及び要件2を全て満たす者がいない場合は、2回目の入札を執行する。
- ウ 2回目の入札に参加できる者は、1回目の入札で有効な入札をした者のうち、次に掲げる何れかに該当する者とする。ただし、1回目の入札で要件1を満たす者がいない場合は、1回目の入札で有効な入札をした全員が、2回目の入札に参加できる。
- ① 1回目の入札で要件1を満たす者の中で、見積金額が最も低い価格をもって入札した者
- ② 1回目の入札で要件1を満たさないが、①の者より低い見積金額をもって入札した者
- エ 2回目の入札では、アの記載に関わらず、次に掲げる2つの要件を全て満たす者を落札者とする。
- 要件1：全ての品目の見積単価が予定価格（単価）の制限の範囲内である者
- 要件2：要件1を満たす者の中で、見積金額が最も低い価格をもって入札した者
- オ 入札は原則として2回までとするが、入札執行者の判断で、3回目以降を執行する場合もある。この場合において3回目の入札に参加できる者は、2回目の入札で有効な入札をした全員とし、4回目以降も同様とする。
- カ 各回の入札において、落札者の要件を満たす者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 契約単価
- 契約単価は、小数点以下第3位までとし、品目毎の見積単価に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。

## 14 最低制限価格の設定

無し

## 15 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 本件入札に参加資格する資格を有しない者のした入札
- (2) 本件入札の入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 本件入札の入札参加資格があると確認され、その後入札執行時点までに4項に掲げる参加資格を失った者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 入札事項若しくは価格を表示しない又は不明確な入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札

- (9) 本件入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
  - (10) 入札に際して不正の行為があったと認められる入札
  - (11) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札
    - ア 人的関係
      - (ア) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)
      - (イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
    - イ その他の関係
      - 上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合
- ※ 開札前に、人的関係のある複数の者が1者を除き入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効とはならない。

## 16 入札保証金

本件入札は、入札保証金を免除する。

## 17 前金払及び部分払

原則、前金払及び部分払はできないものとする。

## 18 契約に関する特記事項

令和7年度から令和8年度にわたる契約であるが、実際の業務は令和8年度から履行するため、令和7年度中の委託料の支払いは無いものとする。

## 19 契約書の作成

要

## 20 期間の計算

本件公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

## 21 開庁時間

午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)